第

352

묵



1994年1月6日創刊・毎日発行

リーダァスクラブFAXニュース

(1995年) 平成7年 6月 9日 金曜日

発行所

株式会社「アンミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678 編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

## <sup>企</sup>親からもらう住宅取得資金

Q:自宅を新築する予定ですが新築資金の うち500万円については親から援助を受けよ うと思っています。税法上一番有利な方法を 教えて下さい。

△ : 住宅取得資金を父母や祖父母から贈与された場合において一定の要件を満たすときは、贈与税の計算について特例の適用を受けることができます。特例を受けると贈与を受けた住宅取得資金のうち1,000万円までの部分については5分5乗方式によって贈与税を計算します。ご相談の場合、贈与が他にないときの贈与税は次のようになります。

 $(500万円 \times 1/5 - 60万円) \times 10% \times 5 = 20万円$ 基礎控除額 税率

この特例の適用を受けない場合の贈与税は、 (500万円-60万円) ×30%-47.5万円=84.5 万円ですから64.5万円税金が少なくなります。 この特例の適用要件は次のとおりです。

- ①贈与を受けた年の合計所得金額が1,200万 円以下である事。
- ②新築家屋の床面積が50歳以上240歳以下
- ③贈与を受ける前の5年間に本人か配偶者の 所有する住宅に居住してない事。
- ④過去にこの特例の適用を受けてない事。
- ⑤贈与税の申告書と添付書類を提出する事。 (既成住宅でも適用できる場合が有ります。)

この特例を受けた場合には、その年の翌年 以後4年内に贈与を受けたときは、その住宅 取得資金のうち1,000万円までの部分の1/5相 当を加算して贈与税の計算をすることになり ますので注意して下さい。

